

【横浜市 介護保険対応 訪問看護利用料金表】(非課税)

2021.4～

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単位	サービス提供時間
訪問看護 I 1・時間内	3,480円	348円	696円	1,044円	313	1回につき 20分未満
訪問看護 I 2・時間内	5,226円	523円	1,046円	1,568円	470	1回につき 30分未満
訪問看護 I 3・時間内	9,129円	913円	1,826円	2,739円	821	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I 4・時間内	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円	1,125	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I 5(PT・OT・ST)	3,258円	326円	652円	978円	293	リハビリ 20分(※1)
訪問看護 I 5(PT・OT・ST)	6,516円	652円	1,304円	1,955円	586	リハビリ 40分 293単位×2
訪問看護 I 5・2超(PT・OT・ST)※1	8,807円	881円	1,762円	2,643円	792	リハビリ 60分 264単位×3
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問加算 I (30分未満)	2,824円	283円	565円	848円	254	1回につき2人の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	4,470円	447円	894円	1,341円	402	
複数名訪問加算 II (30分未満)	2,235円	224円	447円	671円	201	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	3,525円	353円	705円	1,058円	317	
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
緊急時訪問看護加算(※2)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定。
ターミナルケア加算(※2)	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	2,000	死亡月につき1回算定。

(※1) PT...理学療法士、OT...作業療法士、ST...言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

【運営規程に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき50円を徴収致します。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間あたり実費8,000円。 土日祝日は1時間あたり実費10,000円。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担額 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 緊急連絡 TEL 045-530-9009
--------	--

《利用料負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料 = 単位数 × 11.12 (2級地 横浜の単価)・・・A
 A - (A×90%) = 利用者負担額(1割)
 A - (A×80%) = 利用者負担額(2割)
 A - (A×70%) = 利用者負担額(3割)

*小数点以下は切り捨てさせていただきます。

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝 午前6時～午前8時まで、または午後6時から 午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
 *深夜 午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

【横浜市 介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表】（非課税）

2021.4～

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	単位	サービス提供時間
訪問看護 I 1・時間内	3,358円	336円	672円	1,008円	302	1回につき 20分未満
訪問看護 I 2・時間内	5,004円	501円	1,001円	1,502円	450	1回につき 30分未満
訪問看護 I 3・時間内	8,807円	881円	1,762円	2,643円	792	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I 4・時間内	#####	1,209円	2,418円	3,627円	1,087	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I 5 (PT・OT・ST)	3,146円	315円	630円	944円	283	リハビリ 20分(※1)
訪問看護 I 5 (PT・OT・ST)	6,293円	630円	1,259円	1,888円	566	リハビリ 40分 283単位×2
訪問看護 I 5・2超 (PT・OT・ST)※	4,737円	474円	948円	1,422円	426	リハビリ 60分 142単位×3
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問加算 I (30分未満)	2,824円	283円	565円	848円	254	1回につき2人の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	4,470円	447円	894円	1,341円	402	
複数名訪問加算 II (30分未満)	2,235円	224円	447円	671円	201	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。
(30分以上)	3,525円	353円	705円	1,058円	317	
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定
初回加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	新規に訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
緊急時訪問看護加算(※2)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	574	1か月につき1回算定。

(※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

※ 利用開始から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回5単位を減算。

(※2) 緊急時訪問看護加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II は区分支給限度基準額の算定対象外。

【運営規程に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき50円を徴収致します。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間あたり実費8,000円。 土日祝日は1時間あたり実費10,000円。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担額 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 緊急連絡 TEL 045-530-9009
--------	--

《利用料負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料 = 単位数 × 11.12 (2級地 横浜の単価) ……A
 A - (A × 90%) = 利用者負担額(1割)
 A - (A × 80%) = 利用者負担額(2割)
 A - (A × 70%) = 利用者負担額(3割)

*小数点以下は切り捨てさせていただきます。

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝 午前6時～午前8時まで、または午後6時から 午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。
 *深夜 午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

【横浜市 医療保険対応 訪問看護利用料金】 (非課税)

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	利用料 (10割)	※基本 療養費	管理 療養費	利用者負担額			
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
月の初日	週3日まで	12,990円	5,550円	7,440円	1,300円	2,600円	3,900円
	週4日以降	13,990円	6,550円	7,440円	1,400円	2,800円	4,200円
2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
同日2回目	同一建物内2人まで	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3回目	同一建物内2人まで	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内3人以上	7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問をした場合、基本療養費は5,550円となります。

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	利用料 (10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費(1, 2, 3)	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	利用料 (10割)	利用者負担額			
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
緊急訪問看護加算	2,650円	270円	530円	800円	
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円	
幼児加算(6歳未満)	1,500円	150円	300円	450円	
複数名訪問看護加算	同一建物内2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

【医療保険対象外の自費サービスご利用料金 (税込)】

サービス内容		料金	
交通費	平日・休日	自動車を利用した場合の交通費は、事業所から片道概ね1Kmにつき50円徴収いたします。	
	土曜・日曜・祝日	訪問料金	訪問毎 3,000円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合	30分毎	4,000円
在宅以外での訪問看護		1時間まで	8,000円
受診の同行		2時間まで	5,000円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費		20,000円
キャンセル料	サービス利用日の当日利用者負担額をいただきます。		
但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。			